

# 創業希望者や市内事業者に対する支援などを紹介します

①②③④について 申問商工観光課 ☎51-6773 ⑤について 申問商工観光課 ☎51-6771

## ① 創業支援・空き店舗等活用事業

市内の空き店舗などを活用し事業を開始する人に改修工事費の一部を補助します。

**対象物件** 市内で1カ月以上営業が行われていない空き店舗・空き事務所・空き家

**対象事業** 小売業、サービス業（宿泊・飲食業含む）、コミュニティービジネス（IT関連含む）、その他これらに類する事業。ただし、風俗営業法に定める営業などは除く。

**対象要件** 2年以上継続して営業することが見込まれることなど（改修工事着工前にご相談ください）

**対象経費** 店舗の改修工事に係る費用など（備品などの購入費用は除く）

**補助金額** 改修工事費の2分の1（一部区域に限り3分の2）

※次の①～③の場合で上限額が異なります。

①市外から転入などした人で店舗面積が200㎡以上（上限300万円）

②市外から転入などした人で店舗面積が200㎡未満（上限150万円）

③上記以外のもの（上限50万円）



▲詳しくはこちらから

### 創業について個別相談できます

創業・起業支援の専門家が、構想・企画の段階から創業・起業に至るまで、伴走型で皆さんのご相談に応じます。

**とき** 毎月第2・4木曜日（休日の場合はその前日）午前10時～午後4時

**ところ** 地域交流センター「とわふる」

**対応者** （公財）21あおり産業総合支援センター シニア・インキュベーション・マネジャー 鎌田 直人さん

## ② 若年者等人材育成支援事業補助金

若年者などの市内企業への定着を図るため、従業員の資格などの取得に係る費用の一部を補助します。

**対象** 市内に住所および事業所を有する個人事業主、または市内に事業所を有する法人で、4月1日時点で18歳以上40歳未満の従業員に、業務に必要な資格や免許取得のための研修などを受講させるもの

**対象経費** 企業などが負担した受験料や受講料

- ▶試験により資格などを取得する場合は合格した場合のみ対象
- ▶従業員1人につき1種類

**補助金額** 対象経費の2分の1（上限10万円）



▲詳しくはこちらから

## ③ U I J ターン移住就職奨励金

人口減少・雇用対策の一環として、U I J ターンで本市に転入し、市内事業所に就職した人（新卒者・公務員などを除く）に就職奨励金を交付します。

**対象** 市外で1年以上住所を有した後、令和5年10月1日以降に本市に転入し、令和6年1月1日以降に市内事業所に就職し3カ月経過した個人



▲詳しくはこちらから

**奨励金額** 10万円

## ④ IT関連企業立地促進事業補助金

IT関連企業の立地の促進を図るため、新たに市内に事業所を設置した企業に対し、経費の一部を補助します。

**対象** 市内に事業所を有しない企業が、IT関連企業の事業所を市内に新設し、1月1日以降に事業所の操業を開始し、3カ月以上継続して業務を行っている企業

**対象経費** ①オフィスなどの賃借に要する経費  
②従業員の雇用に要する経費

**補助金額** ①経費の4分の1（年度ごとの上限240万円、3年間での上限720万円）

②1人あたり30万円以内（年度ごとの上限90万円、3年間での上限270万円）

※①②いずれも最大3年間補助



▲詳しくはこちらから

## ⑤ インバウンド受入環境整備事業補助金

外国人観光客の満足度向上を図るため、宿泊事業者などが行うインバウンド受け入れ環境の整備に要する経費の一部を補助します。

**対象** 市内に事業所を有し、次のいずれかに該当する法人または個人（対象事業：宿泊事業・製造事業・飲食事業・観光事業・交通事業・小売事業・商店街組織など）

**対象経費** 無料Wi-Fi利用環境の整備、パンフレットやホームページの多言語化、電子決済端末の購入などに係る経費

**補助金額** 対象経費の2分の1（上限100万円）



▲詳しくはこちらから

- ◆対象要件など詳しくはお問い合わせください。
- ◆いずれの補助金・奨励金も原則、先着順で予算の範囲内となります。申請書は商工観光課に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。